

介護保険 よくある質問集

【介護サービスについて】

- ・親の介護が必要となり、介護サービスを利用したいと考えています。
どのような手続きが必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・要介護認定の申請には何が必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・要介護認定の申請後、すぐに介護サービスを利用することはできますか。・・・・・・ 1
- ・要介護認定の結果に納得ができない場合はどうしたらよいですか。・・・・・・ 2
- ・施設に入所したいのですが、どのような手続きが必要ですか。・・・・・・・・・・・・ 2
- ・在宅で生活をしやすいように住宅改修をしたいのですが、
どのような手続きが必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・要介護認定を受け、介護サービスを利用していますが、利用料が高額となってしまう困っています。軽減できる制度はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・身体状況の変化により、要介護度の変更を申請することはできますか。・・・・・・ 2

【介護保険料について】

- ・保険料の納め方にはどのようなものがありますか。
納め方は自分で選ぶことができますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・元気で介護サービスが必要なくても、保険料は納めなくてはならないのですか。・・・・ 3
- ・保険料の滞納が続いたまま介護サービスを利用するとどうなりますか。・・・・・・ 3
- ・失業などにより収入が減った場合、介護保険料は減免してもらえますか。・・・・・・ 4

【その他】

- ・紙おむつを使用しているのですが、使用枚数が多く、費用もかかっています。
何か補助制度はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・高齢の親が城陽市内でひとり暮らしをしていますが、持病もあり緊急時に自分で連絡できるか不安です。簡単に操作できる通報装置はありませんか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【介護サービスについて】

親の介護が必要となり、介護サービスを利用したいと考えています。どのような手続きが必要ですか。

まずは「要介護認定」の申請が必要です。申請は市役所高齢介護課で受け付けていますが、お住まいの地域の地域包括支援センターにおいても代行申請が可能です。

| | 所在地 | 電話 | 担当圏域 |
|---------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|
| 城陽市中部地域包括支援センター | 寺田水度坂130 鴻の巣会館内 | 54-7330 55-3047 | 東城陽中 城陽中 南城陽中 |
| 城陽市西部地域包括支援センター | 富野西垣内1-19 | 55-7222 | 西城陽中 |
| 城陽市北部地域包括支援センターひだまり | 平川浜道裏20-1 特別養護老人ホームひだまり平川内 | 55-5180 | 北城陽中 |

要介護認定の申請には何が必要ですか。

申請には、65歳以上の方であれば介護保険被保険者証、40歳以上65歳未満の方は健康保険被保険者証が必要となります。また、申請の際には、かかりつけ医の氏名と病院名をお伺いします。

要介護認定の申請後、すぐに介護サービスを利用することはできますか。

要介護認定の申請をして、要支援または要介護の認定結果が出れば、その効力は申請日まで遡るので、申請日から認定日の間でも介護サービスを利用できます。ただし、結果が非該当であったり、要介護度に応じた支給限度額を超えた分については、全額自己負担となります。介護サービスの利用に際しては、まずは、お住まいの地域の地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。

要介護認定の結果に納得ができない場合はどうしたらよいですか。

認定結果に納得できない場合は、まずは市役所高齢介護課にご相談ください。

施設に入所したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

施設の種別により、入所基準や手続きが異なります。各施設における入所基準や手続きについては、入所を希望される施設に直接お問い合わせください。

在宅で生活をしやすいように住宅改修をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

要支援・要介護認定を受けられている場合は、対象となる住宅改修費の20万円を上限として、その7割から9割が介護保険から支払われます。まずは、担当のケアマネジャーにご相談ください。

要介護認定を受け、介護サービスを利用していますが、利用料が高額となってしまい困っています。軽減できる制度はありますか。

1カ月の介護サービス費の自己負担額が一定額を超えた場合には、申請により超過分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。支給対象となる方には、市から申請書を送付していますので、必要事項を記入の上、市役所高齢介護課に提出してください。

身体状況の変化により、要介護度の変更を申請することはできますか。

要介護認定の有効期間中であっても、身体状況が変わった等の理由で、要介護度を見直す変更申請をすることができます。詳しくは、市役所高齢介護課にご相談ください。

【介護保険料について】

保険料の納め方にはどのようなものがありますか。納め方は自分で選ぶことができますか。

保険料の納め方には、あらかじめ年金から差し引かれる方法（特別徴収）と市から送付される納付書で納める方法（普通徴収）があります。年金を年間18万円以上受給されている方は特別徴収、年金を受給していない方や受給している年金が18万円未満の方は普通徴収で納めていただくことになり、ご自身で選ぶことはできません。

また、特別徴収の条件に該当する方でも、年度の途中で65歳となったときは、65歳になった誕生月のおよそ半年から1年後の年金支給月より特別徴収が始まり、それまでは納付書で納めていただきます。

元気で介護サービスが必要なくても、保険料は納めなくてはならないのですか。

介護保険制度は、老後の不安要因となっている高齢者介護を社会全体で支えるという目的から始まりました。介護保険制度を健全に運営していくための貴重な財源として、皆様からの介護保険料が必要となります。現在は元気で、いつ介護が必要になるかわかりません。今後そういった状況に備えるためにも保険料は必ず納めていただくことになっています。

保険料の滞納が続いたまま介護サービスを利用するとどうなりますか。

介護保険料の滞納が続いた状態で介護サービスを利用すると、滞納期間に応じて以下のような制限を受けることになります。

| 滞納期間 | 制限内容 |
|------------------|---|
| 納期限から1年以上滞納すると | 介護サービスの費用が、いったん全額自己負担になります。申請により、あとで介護サービス費用の9割（8割または7割）が、払い戻されます。 |
| 保険料を1年6ヵ月以上滞納すると | 上記に加えて、あとから払い戻される介護サービス費用の9割（8割または7割）が一時差し止められ、その払い戻し額から滞納している保険料分が差し引かれることとなります。 |
| 保険料を2年以上滞納すると | 時効となった保険料の期間と納付した保険料の期間に応じて、一定期間、介護サービス費の自己負担が1割もしくは2割負担の方は3割（3割負担の方は4割）に引き上げられ、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費の支給や食費・居住費（滞在費）の軽減も受けられなくなります。 |

失業などにより収入が減った場合、介護保険料は減免してもらえますか。

災害により著しい損害を受けたり、生計を支えている人が長期間入院して収入が激減したなど、特別な事情により保険料の納付が困難になった場合には、減免の制度があります。

詳しいことは、市役所高齢介護課にお問い合わせください。

【その他】

紙おむつを使用しているのですが、使用枚数が多く、費用もかかっています。何か補助制度はありますか。

身体上、精神上の理由により紙おむつの使用を必要とする要介護3から要介護5に認定された、在宅で生活されている高齢者に対し、紙おむつ購入費を支給します。

該当される場合は、市役所高齢介護課にて申請手続きをお願いします。

高齢の親が城陽市内でひとり暮らしをしていますが、持病もあり緊急時に自分で連絡できるか不安です。簡単に操作できる通報装置はありませんか。

市では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時の連絡手段の確保を図るため、緊急通報装置の設置を行っています。設置を希望される場合は、市役所高齢介護課にご相談ください。